

令和3年度

# 陳 情 書

## (回答)

埼玉県特別支援学校PTA連合会事務局  
埼玉県さいたま市西区中釘2290-1  
(埼玉県立大宮北特別支援学校)  
TEL 048-622-7111

# 埼玉県特別支援学校 PTA 連合会 令和3年度陳情書

《教育委員会関係》

## 1. 学習環境の整備・充実について

県東部・南部・西部を中心に特別支援学校で学ぶ児童生徒数の増加が続いています。教室不足は常態化しており、特別教室、図書室や会議室を普通教室に転用する対応にも限界があります。

また、職員全員の机を職員室に置けない学校もあり、このような状況では教育力の低下は否めません。そこで以下のことを要望いたします。

①【重点項目】過密地域（特に県東部・南部・西部）の特別支援学校、高等部単独校や分校の新設、既存校の教室の増設により、学級毎に教室が使用できるようお願いします。

また、校舎や体育館等の老朽化対策等を引き続きお願いします。

### 【財務課】

建物及び施設設備の老朽化につきましては、大規模改修事業や各学校からの要望事項のヒアリングや施設・設備の経過年数、老朽化の具合、利用状況などを総合的に勘案して、不具合箇所の改修・修繕に対応しております。

今後も、各学校からの要望等を踏まえ、建物及び施設設備の改修・修繕を行ってまいります。

### 【特別支援教育課】

特別支援学校に在籍する児童生徒は、県南部・県東部地域を中心に依然として増加傾向が続いております。

そのため、令和4年4月の開校を目指して上尾南高校、北本高校、宮代高校に高校内分校の整備を、令和5年4月の開校を目指して県東部地域特別支援学校（仮称）及び、狭山清陵高校、白岡高校、鳩ヶ谷高校に高校内分校の整備を進めているところです。

また、大宮北特別支援学校の敷地内に増築する校舎は、令和4年度に供用開始を、川越特別支援学校と三郷特別支援学校の敷地内に増築する校舎は、令和5年度に供用開始を目指し、整備を進めております。

引き続き、各学校の児童・生徒数の推移について注視をしつつ、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など、効果的な手法を選択しながら取り組んでまいります。

## 2. 教職員の資質向上について

幼児・児童・生徒の障害の多様化に十分対応できる学校づくりのためには、教職員の専門性の向上、人材育成が欠かせません。

しかし、教職員の事務処理等業務負担は大きく、国や県の推奨する働き方改革・ワークライフバランスの観点からも大きくかけ離れた現状があり、結果として授業改善や指導支援の充実には十分時間がかけていないのではないのでしょうか。教職員の事務処理等業務軽減への対策と共に、以下のことを要望いたします。

①【重点項目】多様な障害特性と教育的ニーズに対応できる教員育成のため、さらに子どもたちへの支援の一層の改善のために、各校の実態に応じた専門家の訪問や研修会等の講師として招聘するなど、教員が学べる環境整備を進めてください。

**【特別支援教育課】**

特別支援学校等に在籍している障害のある幼児児童生徒の多様な障害特性に対応するためには、教職員の専門性向上が不可欠であることは十分に認識しています。

現在、初任者や5年経験者、10年経験者等を対象とした研修の中で、学識経験者等の専門家を講師とした研修など、特別支援教育や障害に関する現状や今日的な課題について幅広い内容の研修を設定しています。

また、県では各学校からの依頼に応じて専門家を配置しており、特別支援学校では、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士や臨床心理などの専門家による授業改善などへの支援やアドバイスを受けられるよう、校内支援体制の整備を行っております。

引き続き、学校からの意向を踏まえて専門家の活用に努めるとともに、教職員一人一人の専門性と資質の向上のため、各学校や総合教育センターなどと連携を図りながら研修等の充実に取り組んでまいります。

②教職員定数基準の増員への見直し、加配教員の配置の充実や介助員の充実について他都道府県と協力して国へ引続き働きかけてください。

**【県立学校人事課】**

国に対しては、「国の施策並びに予算に関する要望」（令和3年6月）をはじめ、機会を捉えて、教職員定数の基準の見直しなどを、引き続き働きかけてまいります。

### 3. インクルーシブ教育システムへの理解及び支援籍学習の推進について

共生社会の実現に向けた支援籍学習は、小中学校の理解も進み参加児童・生徒の数も年々増加していますが、受け入れる側の教職員の無理解な言動や受け入れ先で支援籍児童・生徒がお客様扱いされる等、インクルーシブ教育システムの理解が不十分なところが未だ見られます。

障害のある人もない人がお互いに人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことのできる共生社会を実現する必要があります。そこで以下のことを要望いたします。

①【重点項目】小・中・高等学校教員への発達障害理解のための研修体制の強化充実と特別支援学校での研修実施をお願いします。

**【特別支援教育課】**

共生社会の実現のためには、お互いの違いを認め合い、助け合いながら共に生きていくことが大切であり、教職員が障害への理解を深めることは重要と考えます。

支援籍学習の実施に当たっては、特別支援学校の教員が受け入れ側の小・中学校で事前授業を実施するなど、教員や児童生徒も含めて障害への理解を深める機会を設けております。

今後も、教員に対する研修や支援籍学習のさらなる充実を図り、保護者を含めたインクルーシブ教育システムの推進に努めてまいります。

### 【義務教育指導課】

小・中学校等では、初任者研修の中で、特別支援学級で研修を行う時間を位置づけ、実際に子供たちと触れ合いながら、障害への理解を深めるとともに、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等の年次研修では、小・中学校等の教員に対して、特別支援教育に関する講義を行っております。引き続き、障害のある児童生徒への指導・支援の充実に努めてまいります。

### 【高校教育指導課】

高等学校では初任者研修において、特別支援学校を研修会場にしたインクルーシブ教育システム推進研修を実施しており、特別支援教育の現状と課題等について研修を行っております。

さらに5年次研修においては異校種授業研究会として希望により特別支援学校で研究を行う機会があり、中堅教諭等資質向上研修（旧10年次研修）においては講義「チームで取組む特別支援教育」等を実施しております。

教職員の各ステージにおいて特別支援教育に対する研修を実施しているところです。

②受入れ小中学校での保護者も含めたインクルーシブ教育システムの推進をお願いします。

### 【特別支援教育課】

共生社会の実現のためには、お互いの違いを認め合い、助け合いながら共に生きていくことが大切であり、教職員が障害への理解を深めることは重要と考えます。

支援籍学習の実施に当たっては、特別支援学校の教員が受け入れ側の小・中学校で事前授業を実施するなど、教員や児童生徒も含めて障害への理解を深める機会を設けております。

今後も、教員に対する研修や支援籍学習のさらなる充実を図り、保護者を含めたインクルーシブ教育システムの推進に努めてまいります。

### 【義務教育指導課】

市町村教育委員会が集まる会議等において、インクルーシブ教育や支援籍学習についての理解が深まるよう周知しております。

引き続き、保護者も含め、学校全体でインクルーシブ教育システムが推進されるよう努めてまいります。

## 4. 医療的ケアの充実について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行となりましたが、各学校に配置されている看護教員や看護師の人数は十分とは言えず、保護者による付添いや医療的ケアの実施、校外行事等への保護者の同行も求められています。合理的配慮の観点からも、医療的ケアの必要なすべての幼児・児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、以下のことを要望いたします。

①【重点項目】保護者の負担軽減と子供の自立のため、宿泊学習、修学旅行時の看護教員の同行ができるようモデル事業の拡大と課題整理からの具体的な対策をお願いします。

**【特別支援教育課】**

各特別支援学校では、児童生徒の健康状態や保護者の医療的ケアについての考え方、目的地や周辺の医療環境、校内の医療的ケアの体制や在籍する学級や学年の状況など、様々な要件を校長が総合的に判断して校外行事への看護教員同行を実施しております。

県では、平成30年度より、校外行事に看護教員が同行する際に非常勤看護師の後補充を行うモデル事業を実施しております。

引き続き、モデル事業を継続し、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、課題等を整理しながら児童生徒の自立の促進や保護者負担の軽減に取り組んでまいります。

②看護教員の確保については、教員免許がなくても採用できるようにするなど柔軟な雇用により医療的ケアの充実に向けて国などの関係諸機関に働きかけを継続してお願いします。

**【特別支援教育課】**

看護教員については、自立活動を担当する教員として採用しておりますが、医療的ケアの充実に向けて別枠による看護師の定数措置について、国に要望してまいります。

## 5. スクールバスの運行について

幼児・児童・生徒が安心してスクールバスに乗車でき、安全かつ柔軟なスクールバスの運行が確保されるよう、以下のことを要望いたします。

①【重点項目】契約内容や入札参加資格条件の見直しと障害に対する理解が十分にあるバス運行会社、運転手・乗務員の採用を引き続きお願いします。

また、障害理解の研修だけでなく、具体的な支援についての研修等を実施するなどの対策と希望する学校について医療的ケア対応のスクールバスの運行をお願いします。

**【特別支援教育課】**

スクールバス運行業務委託契約の仕様書において、運転手や添乗員に対して児童生徒等の障害特性を理解するための研修を受けさせることを、契約の相手方に義務付けております。

入札説明書においてこの仕様書を示し、障害特性を理解した運転手・添乗員の確保を入札参加者に求めています。運転手や添乗員に問題があった場合には、契約の相手方に対して個別に再発防止策の検討や研修を実施するよう指導しております。運転手や添乗員の障害特性への理解が深まるよう、引き続きバス会社を指導してまいります。

医療的ケアを必要とする子どもたちについては、安全面の問題等の課題があることから原則としてスクールバスへの乗車は認めていませんが、保護者の要望や医師の指導助言も踏まえ、バス乗車中の医療的ケアが必要ないと判断される場合などにはスクールバスに乗車しているケースもあります。

また、一定の条件を満たす場合には、福祉タクシーを利用して通学した際の通学費用を特別支援教育就学奨励費の支給対象とすることが出来るようになりました。

引き続き、他県の状況等も調査しながら医療的ケアが必要な生徒の通学環境の改善に向けて研究してまいります。

②スクールバスへのGPS機能等設置の実証実験で得られた知見などから、スクールバス運行等がさらに安全なものとなるシステム導入をお願いします。

**【特別支援教育課】**

GPS機能の設置については、スクールバスの契約は5年間となっているため、現行の契約期間が満了し、新たな契約を締結する学校から順次導入を進めております。引き続き、学校や運行会社からの意見等も丁寧に聞きながら、安全なスクールバスの運行となるよう努めてまいります。

③スクールバスの乗車時間の短縮化をお願いします。

**【特別支援教育課】**

スクールバスの乗車時間短縮のため、令和3年4月から一部通学区域の変更に加え、5校10台の増便を行いました。

今後も地域ごとの状況を勘案しながら、増車や通学区域の変更、運行経路の見直し等により、引き続き時間短縮に向けて検討してまいります。

## 6. 特別支援教育におけるICT活用について

聴覚障害のある幼児・児童・生徒、また発語や感情表出が難しい幼児・児童・生徒にとっては、ICTが言語やコミュニケーション手段の代替でもあり、その活用は必要不可欠なものです。ICT活用について以下のことを要望いたします。

①【重点項目】タブレット端末の整備が進みましたが、ICT機器を活用した効果的な学びに向け、学校毎や学部毎に取組や推進に差が出ないように研修の充実をお願いします。

**【ICT教育推進課】**

学校間等でICT活用の差が出ないように、ICT活用プロジェクトを通じて収集した活用事例の共有や活用促進に努めていきます。

また、学校からの要請研修などのオーダーメイド型支援、Web相談窓口の運用等で支援してまいります。

**【特別支援教育課】**

障害のある幼児・児童・生徒にとって、ICT機器の活用は大変効果的なものであると認識しております。

各学校においてもICT機器の効果的な活用について、実践的な研修会を行っているところですが、公開研究授業や大学・企業と連携した研修会、オンライン研修会等の実施を引き続き支援してまいります。

②引続きICT機材の整備、学校だけでなく家庭でのネットワーク環境の改善充実への対策をお願いします。

また、学校からの連絡手段は、利便性等の理由からメールを使用する学校が多くなりました。メールシステムの導入を各校に委ねるのではなく、全校が使用できるメールシステムを導入の検討をお願いします。ちなみに、まいたまのスマート連絡帳では、通知の文字制限があり不便です。

#### 【ICT教育推進課】

整備したICT機器等を安心安全に活用していただくため、必要な情報を学校に提供し、Web相談窓口や当課ポータルサイトを通じて支援してまいります。

#### 【特別支援教育課】

学校からの連絡につきましては、メールやホームページの活用の他、お便りや連絡帳など、各学校の実情に応じて行っているところです。引き続き、よりよい連絡手段について研究してまいります。

## 7. その他

災害発生などの緊急時の対応が求められています。そこで、次のことを要望します。

①震災に対する備えとして防災ヘルメットの方が有用であることから防災ヘルメットも就学奨励費の支給対象とすることをお願いします。

#### 【特別支援教育課】

特別支援教育就学奨励費で支給対象となる経費は、教育課程上通常必要とする学用品の購入費に限られます。

児童生徒の障害の状態・特性や各学校の実情等を踏まえ、防災ヘルメットが教育課程上必要であり、個人で負担していただくことが適当であると学校長が判断した場合、支給対象とすることは可能です。

### 【視覚障害特別支援学校】

#### 1 寄宿舎生活を支える施設並びに人員の確保・充実について

本校の児童生徒の通学には、全県学区ゆえの遠距離・長時間という一般的な大変さに止まらず、視覚をはじめ様々な障害により一層の困難を伴っています。そのため、多くの児童生徒が寄宿舎を利用しています。また、どの舎生も入舎後は寄宿舎生活を通じてお互いに切磋琢磨し、大きな安心感と学びの機会を得ています。

しかし、現在の寄宿舎容積では、宿泊希望者全員を受け入れる部屋数が不足している状況が続いています。今年度は75名の児童生徒が入舎を希望していますが、部屋数不足のため、遠方に居住し通学が困難な児童生徒であっても、希望通りの舎泊ができず、他の日は多くの時間を費やし、支援を受けながら登校している現状があります。

そのため、児童生徒並びに保護者の切実な希望を実現するための環境整備が喫緊の課題となっております。また、食事や生活全般に支援を必要とする舎生を中心に寄宿舎の利用・学びの機会が制約される実情にありますので、以下のことを要望いたします。

①寄宿舎の宿泊施設の増設をお願いします。

**【特別支援教育課】**

寄宿舎は、自宅からの通学が困難な児童生徒等のために、身辺処理や生活技術の向上、集団生活への適応、社会的自立に必要な能力や態度の育成などを目的とした教育活動を行う場であり、その教育的意義は大きいものと考えております。

今後も引き続き、学校からの聴き取りを実施するなど現状把握に努めるとともに、その在り方について研究してまいります。

②寄宿舎生活を支える寄宿舎指導員のさらなる充実と宿直補助員制度の継続をお願いします。

**【県立学校人事課】**

寄宿舎指導員の配置については、引き続き標準法に則り、適切に対応してまいります。

なお、宿直補助員につきましては、厳しい財政状況ではございますが、現在の予算規模を維持できるよう、引き続き努力してまいります。

<参考>

○ 寄宿舎指導員の配置について

義務標準法	高校標準法
①肢体不自由校 小中学部の寄宿舎生×1/3 ②その他 小中学部の寄宿舎生×1/5 ※最低基準12人	①肢体不自由校 高等部の寄宿舎生×1/3 ②その他 高等部の寄宿舎生×1/5

(R3.5.1 現在：人)

	本採用	再任用	臨任	計	定数報告	舎生数
埴保己一	14		7	21	18	80
大宮ろう	12	1	2	15	16	31
坂戸ろう	9	1	5	15	15	41
熊谷特支	12		3	15	18	42
越谷特支	8		8	16	21	61
計	55	2	25	82	88	255

※ 臨任は欠員補充のみ。

○ 宿直補助員予算

県立学校外部人材配置事業 報償費 5,979,840円 (12,458円×40日×12人)

## 2 視覚障害当事者である教育相談員の配置について

本校に在籍する全ての児童生徒には視覚障害があり、登下校等の移動を含め、日々の生活の中で様々な困難に直面している現状があります。また、卒業後社会に出た際には、さらに予測不可能な困難に直面することが考えられます。そのようなことに対して、晴眼者からの助言には限界があります。児童生徒の困り感や不安感について、当事者目線で受け止め、助言ができる視覚障害者である教育相談員の配置が急務と考えていますので、以下のことを要望いたします。

①社会経験の豊富な視覚障害当事者の教育相談員の配置について御配慮をお願いします。

**【県立学校人事課】**

視覚障害特別支援学校につきましては、教育相談担当として1名の教員を県単独措置で配置しております。引き続き教育相談担当として1名の教員を配置できるよう努力してまいります。



### 3 東洋療法研修センターの加配について

平成30年度本校高等部専攻科に念願であった東洋療法研修センターが開設しました。ご尽力いただきました県教育委員会に心より感謝申し上げます。このセンターは、高等部専攻科における理療教育の充実と卒業生の理療教育・臨床教育に特化した研修を行うとともに、理療の普及啓発を行っています。視覚障害者の社会参加の拠点となる学校として、多くの期待に応えられるよう鋭意努力しております。

しかし、現代の運営については、従来の高等部専攻科職員があたっており、通常の授業と合わせて運営をしています。そのため、時間的制約があり、十分な対応が困難な状況が続いていますが、今年度から、指導補助員が配置され、運営をサポートしています。

理療に係る全県の視覚障害者の期待に応え、また理療教育の充実を進めるため、以下のことを要望いたします。

①東洋療法研修センターを機能的に運営するために、指導補助員の継続任用をお願いします。

#### 【県立学校人事課】

特別支援学校塙保己一学園に、教職員の事務補助を行う障害のある会計年度任用職員を配置しております。引き続き、配置に努めてまいります。

<参考>

- ・ 障害のある会計年度任用職員  
2名（それぞれ週20時間）

#### 【聴覚障害特別支援学校】

幼児・児童・生徒の発達段階や障害の状況の多様化に十分対応できる環境づくりや情報保障環境充実のために、教職員の配置や専門性の向上、関係機関との連携が不可欠と考えます。そこで、以下のことを要望いたします。

①聴覚障害のある幼児児童生徒のロールモデルとして、聴覚障害のある教員の存在は大きいものがあります。そのため年齢や所有免許の教科、他職種の経験等を考慮し、教諭、実習助手、寄宿舎指導員、主事に、バランスよく配置できるようお願いします。

#### 【県立学校人事課】

障害のある児童生徒のロールモデルとなることも期待し、障害のある教職員を特別支援学校へ配置しております。

②現在、手話通訳を専任業務とする教員が各校に1名ずつ、さらに坂戸ろう学園には手話通訳の非常勤職員が配置されています。聴覚障害のある職員の採用と並行して、年々手話通訳士のニーズが高まっています。会議における通訳、職員面談時の通訳、手話が未熟な教員の授業支援と業務が多岐に渡り、手話通訳士の負担増が顕著に表れています。そのため、複数で通訳業務に当たれるよう、手話通訳士と教諭の免許を所有する教員の募集を積極的に行い、採用に結びつけてください。

#### 【教職員採用課】

手話通訳士と教員の免許を所有する者を採用できるよう、採用選考試験の工夫改善を検討してまいります。

③ろう学園高等部では、学習支援アプリ「ロイロノート」を活用し、ICT教育を推進しています。本アプリは聴覚障害のある生徒が自ら学びを深めるためには大変有効なため、iPadの支給に伴い中学部、小学部においても普及させていくことを計画しています。そのため年間契約料を就学奨励費の対象とする等、ICT教育推進の一環としてソフト面の整備をお願いします。

#### 【ICT教育推進課】

障害のある生徒が自ら学びを深められるようにするため、ICT機器の整備を進めたところです。今後も整備された端末やアプリを効果的に活用できるよう、学校に対してWeb相談窓口や当課ポータルサイトを通じて、必要な情報提供や支援を行ってまいります。

④重複障害のある幼児児童生徒の増加に伴い、ろう学園においても医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が増加傾向にあります。幼稚部から高等部に在籍しているため、看護教員が柔軟に対応しなければなりません。そのため、看護師資格のある特別非常勤講師の配当時間数の確保をお願いします。

#### 【特別支援教育課】

聴覚障害特別支援学校においても安心して安全な医療的ケアが実施できるよう、非常勤看護師の時間数確保に努めてまいります。

#### 【県立学校人事課】

特別非常勤講師については、各学校からの要望をもとに、予算確保に努めてまいります。

⑤聴覚障害と発達障害を併せ有する児童生徒の増加傾向が顕著なため、医療機関における発達相談を活用する事例が増加しています。聞こえないことにより一般の発達相談では対応できないことから、聴覚障害の特性を理解している言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士の専門的な助言・相談が重要となっています。聴覚障害以外の障害に対する専門的な指導力を発揮できる教員の育成も重要なことから、日常的に関わることができる専門家の配置をお願いします。

#### 【特別支援教育課】

県では、各学校からの依頼に応じて専門家を配置しております。特別支援学校では、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士や臨床心理などの専門家による授業改善などへの支援やアドバイスを受けられるよう、校内支援体制の整備を行っております。

引き続き、学校からの意向を踏まえて専門家の活用に努めてまいります。

⑥聴覚障害者は外見から障害があることが分かりにくい状況にあります。特に災害時には、情報入手が困難になり援助が受けにくい状況になります。災害時の備えとして、各市町村に災害時用バンダナを配布し、聴覚障害者への配慮についての周知をお願いします。

#### 【障害者福祉推進課】

これまでも災害時における聴覚障害者への配慮として、「福祉避難所設置・運営マニュアル」に「本人の了解を得た上で、聴覚障害者であることがわかるような目印（例：スカーフ、リボンなど）身に着けることが必要」と記載するなど、市町村に対して働きかけてきたところです。

引き続き、福祉避難所に関する市町村担当者説明会や、毎年度実施している福祉避難所調査等を通じて、聴覚障害者に対する配慮について働きかけてまいります。

### 【知的障害特別支援学校】

知的障害特別支援学校の教育内容の充実について、以下のことを要望いたします。

#### 1 教育内容の充実について

①昨年度は、国庫補助金などを活用し、約7,800台のタブレット端末を整備していただき、小・中学部の児童生徒は1人1台、高等部の生徒は3人に1台、指導用として1クラスに1台のタブレット端末を配備するなどの環境が実現しました。

また、各教室でタブレットがオンラインで活用できるインターネット環境（BYOD）やアクセスポイントの整備が進み、校内においても新型コロナウイルスの感染拡大に係る密を回避する授業や大人数で集まらず分散型の授業展開も可能になったところであり、安心安全な教育環境がまた一つ確保された点では感謝申し上げます。

しかしながら、現状では臨時休校の折に、Google for education を活用した授業支援、Google meet や ZOOM を活用した遠隔授業など、ICT の活用についてまだまだ十分とは言えず、引き続き、児童、生徒一人一人の特性にあった機器の活用の推進、併せて、そうした ICT 機器に精通し授業に活かせる教員の確保・育成を、早急に進めていただきますようお願いいたします。

#### 【ICT 教育推進課】

児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、ICT を効果的に活用した個別最適な学びの実現に向けて取り組んでいるところです。また、ICT 活用プロジェクトを通じて、ICT 活用の事例収集や共有を行い、要請研修などのオーダーメイド型支援、Web 相談窓口の運用等で学校を支援してまいります。

#### 【特別支援教育課】

児童生徒の障害の特性に応じて ICT 機器を活用できる人材の育成に引き続き取り組んでまいります。研究授業や大学・企業と連携した研修会、オンライン研修会等の実施を通して特別支援学校で児童生徒の実態に応じて効果的に ICT を活用してもらえよう、支援してまいります。

②今年度、県立戸田かけはし特別支援学校並びに県立越谷西特別支援学校松伏分校が開校し、さらに令和4年4月には高校内分校3校、令和5年4月には県東部地域特別支援学校（仮称）の開校を目指して、県東南部を中心として整備が進んでいるところではありますが、それ以外の地域の学校においても、児童生徒の増加がみられ、長年にわたり、特別教室から普通教室への転用、教室の間仕切などの対策等で、限界をはるかに超える状況にあります。

一方で地域（市町村立）の小・中学校は児童生徒数の減少により、統廃合や閉校、空き教室等がある状況を踏まえ、県有施設等の活用だけでなく、インクルーシブ教育推進と連動した考え方の下、市町村立の小・中学校に義務教育段階での分校や分教室を設置するなど、居住地内での学びの連続性が実現できるような施策にも早急に取り組んでいただき、児童生徒の教育環境確保へ向け、引き続き改善をしていただきたいと思います。

#### 【特別支援教育課】

特別支援学校に在籍する児童生徒は、県南部・県東部域を中心に依然として増加傾向が続いております。そのため、高校内分校の整備や県東部地域特別支援学校（仮称）の整備や、既存校の敷地内にも校舎の増築を進めているところです。

なお、知的障害特別支援学校の過密状況につきましては、児童生徒の在籍者数の推移などにより、現状を把握・分析し、また必要に応じて各学校に足を運ぶなど、状況の把握に努めております。

また、市町村立の小・中学校施設を活用しての対応については、さいたま市とは、市内にある県立知的障害特別支援学校の教育環境の充実について、情報交換等を進めております。

先日、さいたま市からは、さいたま市立ひまわり特別支援学校に知的障害教育部門高等部を設置することが報道発表されたところです。

引き続き、さいたま市内の知的障害特別支援学校の児童生徒の教育環境の充実について、しっかりと協議を進めてまいります。

今後とも、各学校の児童・生徒数の推移について注視をしつつ、既存の学校の過密解消を目指して、可能性のあるものすべてについて検討してまいります。

## 2 安心安全な環境の確保について

①スクールバスの安全管理につきましては、昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から踏まえての国庫補助金などの活用による増便など、御配慮いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。今後とも児童生徒の実態を鑑みて一定の乗車率を基準として増車配備いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から踏まえて以外の事由、過密状況や児童生徒の実態から鑑みて、バスの利用人数に対する介助員の人数が、必ずしも十分でないケースもあると存じます。

児童生徒の相互の安全確保のため、ある程度基準を設け、2人介助体制とするなど、スクールバスにおける支援体制の充実とそのための予算確保を引き続きお願いいたします。

#### 【特別支援教育課】

新型コロナウイルス対策のための増便については、感染状況等を注視し、引き続き必要に応じた増便ができるよう努めてまいります。

添乗員につきましては、令和3年度はスクールバスを運行している34校、266便のうち、添乗員が1名では車内の安全確保が困難な9校9便において増員配置を行いました。

今後も、複数配置の必要性に関する検討を含む、通学環境の充実やあり方について検討を行ってまいります。

②知的障害教育特別支援学校への看護教員及び看護師の配置について、近年様々な状況から知的障害教育特別支援学校においても、医療的ケアと必要とする児童生徒や医療的ケア体制整備以外のケアを要する児童生徒の就学が増加している傾向にあります。

また、新型コロナウイルスだけでなく、発作やアレルギーの対応など、様々な学校現場における医療・保健衛生的な対応に看護教員及び看護師がいていただけるだけで、児童生徒の安心安全につながります。

近隣都県の例を参考に看護教員並びに看護師の学校への配置の整備と予算の確保をお願いいたします。

#### 【特別支援教育課】

知的障害特別支援学校においても安心して安全な医療的ケアが実施できるよう、非常勤看護師の時間数確保に努めてまいります。

### 3 行政等との連携について

①昨年度も、卒業後も利用できる、放課後デイサービスと同様の事業の普及と充実をお願いしたところではございますが、サービス等の時間の延長、土日・祝祭日の利用の受け入れ、利用できる事業所・施設等の拡大等、成人となつてからの長い人生を、本人が余暇を有意義に過ごすために、さらなるサービス事業の拡充や向上を展開していただけるよう、引き続き、お願いいたします。

#### 【特別支援教育課】

教育と福祉の連携については、事業所と学校と家庭の一層の連携を引き続き積極的に取り組むことについて学校に周知するとともに、福祉関係機関等へ必要な情報等の提供に努めてまいります。

#### 【障害者支援課】

障害児が高等学校卒業後に利用できる日中活動サービスによっては、帰宅時間が早まり、日中活動後に見守りサービスが必要となる方もいらっしゃいます。

こうした方のニーズに応えるため、市町村では、障害者の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業を実施し、見守りサービスの提供を行っています。

しかし、市町村によって、サービスを提供する事業所数や、1人当たりの利用可能日数に違いがあるため、これらの事業だけでは見守りサービスが十分でない地域もあります。

今後、県で各市町村の実態を調査し、見守りサービスの提供に苦慮している市町村に対しては、把握した好事例を会議の場などを通じて情報提供してまいります。

## 【肢体不自由障害特別支援学校】

### 1 学校施設の充実及び過密解消

現在も継続している児童生徒の増加による過密解消と施設設備の充実をお願いします。

①生徒数増加により学習環境が悪化しています。教室が不足し、特別教室を教室に転用している現状があります。

**【特別支援教育課】**

各学校においては、児童生徒数の増加により、特別教室を普通教室に転用している状況があり、教育活動に影響が出ていることから、過密状況への対応は喫緊の課題と認識しております。

引き続き、必要に応じて各学校に足を運ぶなど現状の把握に努め、学校や関係課と連携を図るとともに、各学校からの要望も丁寧に聞き取りながら、各学校の施設・設備の改善に努めてまいります。

②学校の送迎場所に屋根を付け、雨に濡れないようにしてほしいです。また、知・肢併設校にもトイレや流しなど肢体不自由児に合わせた施設を整えてほしいです。

**【特別支援教育課】**

学校から伺っているご要望につきましては、関係課と情報共有をしております。引き続き、各学校からの要望も丁寧に聞き取りながら、必要に応じて各学校に足を運ぶなど現状の把握に努め、学校や関係課と連携を図ってまいります。

**【財務課】**

屋根付きの送迎場所の整備につきましては、各学校からの要望事項のヒアリング、利用状況、関係課の意見等を総合的に勘案して検討してまいります。

トイレや流しについては、校舎等の大規模改修の際に施設利用の実態に合わせた整備ができるよう、学校の意見をよく聞きながら検討していくとともに、各学校から個別に要望がありましたら、設備の利用状況などを総合的に勘案して対応してまいります。

## 2 医療的ケア

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行となりましたが、それに伴いより一層医療的ケアを必要とする児童生徒の環境を整えるとともに保護者の負担軽減をお願いします。

①医療的ケア児の自立と保護者の負担軽減のためにも、看護師に校外行事や宿泊学習に参加してほしいです。

**【特別支援教育課】**

校外行事への看護教員の同行については、各学校の状況を踏まえ、校長の判断で実施できることとしておりますが、多くの学校では校内の医療的ケアを優先しており、医療機関との連携協力体制や緊急時対応に課題があるなどの理由で、看護教員が同行できていない状況もあります。

県では、平成30年度より、校外行事に看護教員が同行する際に非常勤看護師の後補充を行うモデル事業を実施しております。引き続き、モデル事業を継続し、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、課題等を整理しながら児童生徒の自立の促進や保護者負担の軽減に取り組んでまいります。

②円滑な授業の実施や医療的ケアの一層の充実が図れるよう、引き続き医療的ケア担当教員の増員をお願いします。

**【特別支援教育課】**

県では、毎年医療的ケア担当教員研修会を実施して、担当教員の育成に努めております。今後も引き続き、医療的ケアに係る諸会議において、担当教員の必要性について周知を図るとともに、一層の育成に取り組むよう各学校に働きかけてまいります。

③文科省では給食を「学校における食育の生きた教材」と位置付けている。給食のミキサー食胃ろうからのショット注入をできるようにしてほしい。また、担任による実施が可能にしてほしいです。

**【特別支援教育課】**

胃ろうからの給食注入については、平成28年度に県の医療的ケア運営協議会で審議しております。専門医からは、衛生面での心配の他、献立が異なる中で、栄養価など状態の違うものを日々注入することの消化吸収における心配など、現状では実施は困難である旨の所見をいただいております。

しかしながら、令和2年度の医療的ケア運営協議会において、個別のケースとして検討した結果、専門医の指導助言を踏まえて、モデルケースとして実施するものがございます。

担当教員による実施も含め、今後も課題等を整理しながら研究をしてまいります。

④保護者の付き添いや看護教員が同乗することで、医療的ケアがあってもスクールバスに乗れるようにしてほしいです。また、難しければ、県で移動支援のようなサービスを作って通学に利用できるようにしてほしいです。

**【特別支援教育課】**

医療的ケアを必要とする子どもたちについては、安全面の問題等の課題があることから原則としてスクールバスへの乗車は認められていませんが、保護者の要望や医師の指導助言も踏まえ、バス乗車中の医療的ケアが必要ないと判断される場合などにはスクールバスに乗車しているケースもあります。

また、一定の条件を満たす場合には、福祉タクシーを利用して通学した際の通学費用を特別支援教育就学奨励費の支給対象とすることが出来るようになりました。

引き続き、他県の状況等も調査しながら医療的ケアが必要な生徒の通学環境の改善に向けて研究してまいります。

⑤血糖値測定とインスリン注射の投与を県が指定している医療的ケアの特定5項目に加えてほしいです。

**【特別支援教育課】**

血糖値測定とインスリン注射の投与については、県の医療的ケア運営協議会で審議し、令和2年2月より個別のケースとして実施しております。

こういった事例を積み上げ挙げながら、医療的ケアの特定5項目に加える必要について研究してまいります。

⑥人工呼吸器装着の児童生徒の移乗も認められたことから、人工呼吸器も医療的ケアの対象にしてほしいです。

**【特別支援教育課】**

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、昨年9月に「人工呼吸器管理に関する研究委員会」を立ち上げ、保護者待機の負担軽減に向けたモデルケースを令和4年度からの実施に向け、検討しております。

⑦看護教員の採用を一般教員枠ではなく、学校の実情に応じた人数を定数外配置できるように継続して国へ働きかけをお願いします。

**【県立学校人事課】**

看護教員につきましては、小学部・中学部は義務標準法、高等部は高校標準法により教職員定数内で配置しておりますが、看護教員の定数の制度化につきましては、引き続き国に働きかけてまいります。

**【特別支援教育課】**

看護教員については、自立活動を担当する教員として採用しておりますが、別枠による看護師の定数措置について、引き続き国に要望してまいります。

### 3 その他

①給食のアレルギー対応について各学校の実情に応じた対応をされているかと思いますが、対応が難しい児童生徒もいます。より安全で安心なアレルギー対応の給食提供ができるよう、体制面（設備面、人的面）の整備を引き続きお願いします。

**【保健体育課】**

給食のアレルギー対応について、埼玉県では、「県立学校における食物アレルギー対応指針」、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、学校における食物アレルギー対応に関する実態調査や教職員対象の研修会を実施して、各学校で適切な対応ができるようにしています。

また、医師や学校関係者を委員とした「学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会」を設置し、課題の把握に努め、学校の支援体制の充実を図っています。

体制面（設備面、人的面）など、予算が必要なものの整備については、すぐに対応できない場合もございますが、今後も、給食提供において、適切にアレルギー対応が実施できるよう、関係課とも連携し、対応に努めてまいります。



②PT、OT、STなどの訪問回数を増やしたり、学校、保護者、福祉サービスとの連携を推進したりしながら、児童生徒に対し、より専門的なアプローチができるように取り組んでいただきたいです。

**【特別支援教育課】**

県では、各学校からの依頼に応じて専門家を派遣しております。特別支援学校では、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士や臨床心理などの専門家による授業改善などへの支援やアドバイスを受けられるよう、校内支援体制の整備を行っております。

また、多くの特別支援学校で、放課後デイ事業所との連絡会、学校見学会、ケース会議、コーディネーター等による福祉等関係機関との連携などを実施しており、今後も、各学校で実施しているこうした取組を一層推進してまいります。

## 《教育委員会関係以外》

### 1 放課後等デイサービス・卒業後に利用できる新規事業について

放課後等デイサービス及び児童発達支援事業については、年々事業所も増えて利用しやすくなりました。しかし、預かり時間が短く、卒業後は利用できなくなる等、保護者の仕事や家事への支障を来しているとの声があります。

また、在学中または卒業後に医療的ケアや重症心身障害のある児童生徒が利用できる施設は不足しています。そこで以下のことを要望いたします。

①【重点項目】卒業後も放課後等デイサービスの利用が可能となるよう国へ働きかけてください。また、日中一時支援と放課後等デイサービスの利用料など、保護者負担へ配慮した既存制度の見直しをお願いします。

#### 【障害者支援課】

##### (1) 卒業後の放課後等デイサービスの利用について

放課後等デイサービスの利用対象者は、学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた18歳未満の障害児です。支援内容については、学齢期の発達段階に見合った支援を提供することを踏まえて規定されています。

特別支援学校卒業生は、放課後等デイサービスと同様に市町村の支給決定を受けて生活介護事業所等の通所事業所を利用することができます。

なお、「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）」において、放課後等デイサービスの対象については、高校だけでなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児も発達支援が必要と市町村長が特に認める場合は対象とする方向で検討していくとされています。

##### (2) 保護者負担への配慮について

通所給付費等に係る自己負担については平成22年4月から市町村民税非課税世帯の方の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料化されました。さらに平成24年4月に、利用者負担については、応能負担を原則とし、高額障害福祉サービス費については補装具費と合算するなどの見直しが行われております。

自己負担については、国に対して、障害者総合支援法及び児童福祉法に係る利用者負担の実態を踏まえ、簡素でわかりやすい制度とし、必要なサービスを安心して利用できるよう引き続き要望してまいります。

②地域的なバランスを考慮した改善をお願いします。また、グループホームの設置の推進を引き続きお願いします。

#### 【障害者支援課】

##### (1) 地域的なバランス

地域の障害児者の支援については、各市町村が障害者支援計画を策定し体制整備を進めています。

県では、引き続き、市町村の体制整備を広域的に支援してまいります。(2) グループホームの設置促進

グループホームについては、第5期障害者支援計画において、令和3年度末までにグループホームの定員を5,050人とする目標を掲げているところですが、令和2年度末時点で定員6,841人が確保されています。

③障害程度が重度の幼児・児童・生徒の利用促進を更に改善するため引き続き指導をお願いします。

#### 【障害者支援課】

県では、医療的ケアが必要な重度の障害児が放課後等デイサービス等を利用できるようにするため、事業者に対して受入れに必要なベッドの設置等の費用及びたん吸引等の医療的ケアを行う職員の養成研修の受講費補助を行っております。

今後とも引き続き、重度の障害児の受入促進に努めてまいります。

## 2 生活、負担軽減について

生活の負担軽減のために、以下のことを要望いたします。

①【重点項目】市町村によって補助や助成等に差が来ています（特別児童扶養手当や通所給付費について所得によって手当が受けられなかったり、車椅子・補装具等の自己負担の差が生じている）ので、できるだけその差を解消するために県から働きかけをお願いします。また、学校へ提出する主治医意見書などの書類代への補助をお願いします。

#### 【障害者支援課】

通所給付費に係る自己負担の算出方法については、法令等で規定されておりますので、全市町村共通となります。

平成22年4月から市町村民税非課税世帯の方の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料化されました。さらに平成24年4月に、利用者負担については、応能負担を原則とし、高額障害福祉サービス費については補装具費と合算するなどの見直しが行われております。

自己負担については、国に対して、障害者総合支援法及び児童福祉法に係る利用者負担の実態を踏まえ、簡素でわかりやすい制度とし、必要なサービスを安心して利用できるよう引き続き要望してまいります。

#### 【少子政策課】

特別児童扶養手当については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に手当額が定められています。

また、障害の認定に当たっては、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日、児発第576号 厚生省児童局長通知）の別紙である「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」に基づき、県の嘱託医がさいたま市を除く全市町村分の認定を行っております。手当額や認定の基準については、全市町村共通となります。

今後も、特別児童扶養手当の適正な障害認定に努めてまいります。

#### 【障害者福祉推進課】

補装具に係る自己負担の算出方法や県が市町村に補助を行う手当の支給要件については、法令等で規定されておりますので、事業を行う市町村であれば、原則、全市町村共通となります。

しかし、実際には、市町村の判断により、自己負担額の減額（補助）や支給する手当額の増額、支給対象者の拡大を図っているところがあることは認識しております。こうしたことは、市町村独自の取組みとして行われているため、県として、その差の解消に向けた働きかけは大変困難であると考えております。御理解くださいますようお願いいたします。

②歯科口腔センターのような、障害者専用の病院を耳鼻科や眼科の設置を、医療従事者への障害者理解の啓発と併せ、埼玉県医師会にも働きかけをお願いします。

**【医療整備課】**

平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い厚生労働省が策定した医療関係事業者向けガイドラインについて、県では埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会へ通知し医療機関あてに周知するよう依頼しています。

また、県では、障害者差別解消法の適切な施行のため、広報紙やホームページでの広報のほか、リーフレットの配布や差別に関する相談窓口を設置してまいりました。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、各事業者による自主的な取組が期待されているところですが、県といたしましても国の動向等を踏まえ、制度の普及啓発等適切に対応してまいりたいと考えております。

③県内でのPT・OT施設の地域格差の改善を引き続きお願いいたします。

**【医療整備課】**

平成28年10月に埼玉県地域保健医療計画の一部となる埼玉県地域医療構想を策定し、本県の医療提供体制の将来像を明らかにしました。

医療を取り巻く環境が一層厳しくなる中で、県民が必要とする医療を提供するためには、限られた医療資源を効率的に活用する医療機能の分化と連携を進めていくことが不可欠です。

県民に身近な医療については、できるだけ住み慣れた地域で、過不足なくサービスを受けられる体制を整備していくこととしています。また、高度で先進的な医療については、その機能を集約化し、専門人材を集中的に配置することなどにより、効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指しています。

県では、引き続き、地域における医療提供体制の構築のため、適切な助言指導等を行ってまいります。

なお、各医療機関におけるOT、PTの人員配置や障害者に対する対応を行っているかどうかについては、「埼玉県医療機能情報提供システム」で御覧いただくことが可能です。医療機関を御利用の際に御活用いただけると幸いです。

④自宅からの通学や通勤（事業所等）への移動支援を障害者福祉サービスで行えるようお願いいたします。

**【障害者支援課】**

行動援護サービス利用者の通勤支援については、令和2年10月から、重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金の制度と雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が始まりました。

重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金とは、行動援護サービス利用者を雇用した事業者が、就労中の当該利用者に対し通勤援助を提供する場合に受け取ることのできる助成金です。

雇用した事業者が、この助成金を利用するためには、当該利用者の居住地の市町村が、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施することが必要です。

令和3年4月現在、この事業を実施している市町村が県内ではさいたま市のみとなっています。

このため、実施する市町村が増えるよう、様々な機会をとらえ市町村に働きかけてまいります。

また国は、通勤に係る支援について障害福祉サービスではなく雇用施策で行うと整理したことから、通学に係る支援についても障害福祉サービスではなく教育施策として整理しているものと考えられます。

### 3 障害者の就労について

障害者の就労について、以下のことを要望いたします。

①【重点項目】県の公共施設等での障害者の採用枠の更なる拡大をお願いします。また、送迎についても対応して下さるようお願いいたします。

**【総務課】**

県教育委員会では、令和元年度に障害者雇用促進法に基づく「県教育委員会障害者活躍推進計画」を策定し、障害者の雇用の拡大に努めています。

具体的には、教員採用選考では、令和元年度実施の障害者特別選考から精神障害を新たに対象に追加しました。

また、行政職員については、令和元年度から人事委員会が実施する障害者を対象とした職員採用試験において、知的障害を受験対象とするとともに、年齢要件を58歳（受験時）まで引き上げるなど、障害のある方が志願しやすい工夫をしております。

さらに、会計年度任用職員については、教育局、県立学校、小中学校における事務補助や環境整備補助として随時雇用を進めております。

職員の送迎について雇用主として実施することは費用等の面から困難ですが、職員本人が所有する車等で、職員本人の通勤のために家族等が送迎する場合には、通勤手当の対象となります。また、通勤においてタクシーを利用した場合にも通勤手当の対象となる場合があります。

### 【人事課】

県では、障害者雇用の促進を図り、公平採用の観点から広く門戸を開くために「令和元年度 障害者を対象とした埼玉県職員採用選考」において、「自力通勤、自力職務遂行及び県内居住要件」を撤廃しました。年齢上限についても、令和元年度選考から、34歳から58歳（受験年度の4月1日現在の年齢）に変更しました。

また、平成30年度選考から精神障害者を選考対象に追加するとともに、令和元年度選考から知的障害者を選考対象に追加しました。

庁内の定型業務を集約化し、ICTの活用等により効率的に処理を行うスマートステーション「flat（フラット）」を令和2年度から開設しました。

このスマートステーションで働く会計年度任用職員のうち一定数について、障害のある方を採用しました。

障害のある方の採用・配属に当たりましては、個々の職員の経験や能力を活かし各所属で活躍していただけるよう、障害の種類や程度、適正、能力、過去の経験、意向、通勤事情等を考慮し、本人から十分に話を聞いたうえで配属しております。

②障害者雇用総合サポートセンター等の企業への働きかけから、障害者の採用枠の更なる拡大をお願いします。

### 【雇用労働課】

県では、障害者雇用総合サポートセンターを設置し、雇用開拓、雇用支援及び定着支援を一体的に行うことにより、企業における障害者雇用を支援しています。

同センターには、障害者雇用開拓員を6人配置し、法定雇用率を達成していない企業を訪問して、直接経営者に障害者の雇用を働き掛けています。

また、障害者雇用を検討する企業に対しては、障害者に適した業務内容の提案や各種助成金の活用の助言などを行うことにより、雇用に繋がるよう積極的に支援しています。

さらに、就労後の職場定着のために、働きやすい職場環境づくりをアドバイスするジョブコーチを企業に派遣しています。

ハローワークなどの関係機関と連携してこれらの取組を進め、令和3年6月1日現在の埼玉県の民間企業における障害者雇用率は2.32%と、法定雇用率を上回ったところです。

今後も引き続き、障害者の働く場の拡大に向けて取り組んでまいります。

③障害者の就労後の賃金について、経済的に自立できる生活可能な賃金となるような制度をお願いします。

#### 【雇用労働課】

最低賃金法では、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、国が定める最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとされており、障害者雇用においても適用されることとなっています。

また、最低賃金は、都道府県労働局長によって決定されており、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう配慮することとなっています。

具体的な賃金の額については、労働条件の一つとして、本人の能力や業務、労働時間に応じて、それぞれの企業が決めているものです。御理解くださいますようお願いいたします。

県では、障害者雇用総合サポートセンターを設置して、企業に対し障害の特性に合った業務内容や勤務日数、勤務時間などについて助言や提案をすることにより、障害者本人が個々の能力を発揮し働きやすい職場環境づくりを支援しています。

今後も引き続き、企業において障害者の方が活躍できる環境づくりを支援してまいります。

## 4 登下校時の地域環境整備について

登下校の地域環境整備について、以下のことを要望いたします。

①駅の点字ブロック、ホームドア、エレベーター、スロープ等のユニバーサルデザイン化の対応について、鉄道事業者等に対しての働きかけを引き続きお願いします。

#### 【交通政策課】

県では、ホームからの転落事故を防止するため、駅ホームにおける内方線付き点状ブロックやホームドアの整備事業に対する補助制度を設け、市町村と共に鉄道事業者を支援することにより内方線付き点状ブロックやホームドアの整備を推進しています。

また、鉄道を誰にとっても利用しやすいものとするため、駅施設におけるエレベーターやスロープ等の設置事業に対する補助制度を設け、市町村と共に鉄道事業者を支援することによりエレベーターやスロープ等の整備を推進しています。

また、鉄道事業者に対して、バリアフリー化の推進等快適な鉄道利用環境の整備について要望を行っています。

今後とも、鉄道事業者に対し、バリアフリー化の推進等快適な鉄道利用環境の整備について働きかけるとともに、引き続き補助制度を実施することにより鉄道事業者の内方線付き点状ブロック、ホームドア、エレベーター、スロープ等の整備を支援してまいります。

②点字ブロックの老朽化している部分、また未だ整備不十分な場所が多々あります。危険回避のため引き続き整備をお願いします。

#### 【道路環境課】

点字ブロックの老朽化している部分については、日常のパトロール点検などで補修が必要な箇所を確認し、随時補修してまいります。

また、整備につきましては、駅や福祉施設、公共施設の周辺などにおいて、状況を確認しながら引き続き必要な整備を進めてまいります。

## 《陳情回答会の御質問について》

学校へ提出する主治医意見書などの書類代への補助をお願いします。

### 【特別支援教育課】

県立特別支援学校では、学校において医療的ケアを実施するために「医療的ケアを必要とする児童生徒の主治医への協力依頼文書」について、通知をしております。

主治医に宛てる通知では、特定の行為については、指示書作成等の際の文書料について、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第57号）」により、登録特定行為事業者の登録を受けている学校において、医療的ケアを行う際に必要とされる医師の指示書に対し、医療保険が適用されることを周知しております。